

(型式適合認定、型式部材等製造者認証等の事務)

(住宅局建築指導課)

1. 制度の概要

型式適合認定、型式部材等製造者認証等の全部又は一部を建築基準法第77条の54の規定の定めるところにより承認する者に行わせる制度。

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（指定認定機関等による認定等の実施）

第68条の25 国土交通大臣は、第77条の36から第77条の39までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合認定又は第68条の11第1項若しくは第68条の23第1項の規定による認証、第68条の14第1項（第68条の23第2項において準用する場合を含む。）の認証の更新及び第68条の11第3項（第68条の23第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示（以下「認定等」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第77条の54の規定の定めるところにより承認する者に、認定等（外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。）の全部又は一部を行わせることができる。

2. 指定、登録等の基準

建築基準法第77条の54第2項において準用する同法第77条の38の規定

○建築基準法（昭和25年法律第201号）（抄）

（指定の基準）

第77条の38 国土交通大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- 一 職員（第77条の42第1項の認定員を含む。第3号において同じ。）、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 法人にあっては役員、第77条の20第5号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあってはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称、指定等の時期、法人の連絡先	指定、登録の理由等
未承認のため該当なし	未承認のため該当なし

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答
特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
手数料は国土交通省令で定めるところにより納める旨、建築基準法第97条の4第2項において規定されている。手数料の額は同条からの委任を受けている建築基準法施行規則第11条の2の3第6項において規定されている。	審査料金（人件費＋物件費）

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定